

災害時要援護者登録制度をご存知ですか？

災害が発生したときに避難所へ避難することが困難で、家族などの支援が十分に受けられず、地域の皆さんの支援を必要とする人(災害時要援護者)の登録制度を設けています。

災害時要援護者登録制度とは

災害時要援護者の避難支援は、**地域支援者**(隣近所に住んでいて、支援していただける人)や自主防災組織、自治会など地域の皆さんによる助け合いが基本となります。この制度への登録を希望する人は、地域支援者を自ら見つけていただき、**登録申請書**を提出してください。(地域支援者を見つけることが困難な場合は、民生委員児童委員や自治会長にご相談ください)

災害時要援護者登録の対象者

- 在宅で生活する次のような人を対象者としています。
- ① 介護保険の要介護認定者およびこれに準ずる人
 - ② 心身障害者の人
 - ③ 65歳以上の一人暮らし高齢者およびこれに準ずる世帯の人
 - ④ ①～③以外で、避難の際に地域の皆さんの支援が必要な人

地域支援者とは

災害時要援護者を普段から見守り、災害時には必要な情報を伝えたり、一緒に避難したりすることを心がけていただく人です。決して責任を伴うものではありません。

登録申請は

福祉課または各支所市民サービス課で登録申請してください。各窓口まで来られない人は、地域の民生委員児童委員や自治会長にご相談ください。

▶ 問い合わせ 福祉課 ☎ 73-3015

5月は赤十字社員増強運動月間です！

日本赤十字社香川県支部は、**創設120周年**を迎えました。人道・博愛の精神に基づき、広い分野での救援活動を積極的に行っています。これらの財源は、皆さんが日本赤十字社の社員に加入して納めていただく「社資」によって賄われています。

市の赤十字社員増強運動の取り組み

- 目標額 1世帯500円(自治会長や婦人会長がお願いに伺います)
- 上記以外に、社資を納めていただける方については、福祉課または各支所市民サービス課、三豊市内農協各支所・各出張所で受け付けます。

▶ 問い合わせ 福祉課 ☎ 73-3015

『裁判員制度』

Q 裁判所に行く日のどれくらい前に、その日時を知らせてもらえるのですか？



A 通常は裁判の6週間前までに通知をします。

原則として期日の6週間前までに、また、審理の期間が通常よりも長くかかると考えられる事件については、8週間程度前までにはお知らせする予定です。また、このお知らせには、裁判員に選ばれた場合にいつからどの程度の期間務めていただくか(職務従事予定期間)を記載します。



▶ 問い合わせ 高松地方裁判所総務課 ☎ 087-851-1537

5月18日～24日は春の行政相談週間です

国の仕事やサービス、各種制度の手続きなどについて、苦情や意見・要望をお持ちの人は、行政相談制度をご利用ください。総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、解決方法の助言や関係行政機関に取り次ぎを行っています。

相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。(31ページ保健・相談コーナー参照)

▶ 問い合わせ 総務課 ☎ 73-3000

国の行政への苦情は、あなたのまちの行政相談委員へまたは、行政苦情110番

おこまりならまる まるくじょーひやくとおばん
☎0570-090110

インターネットによる行政相談の受付
<http://www.soumu.go.jp/hyouka/soudan.html>

6月1日は「人権擁護委員の日」です

6月1日(月)に、市内一斉の人権相談を実施します。皆さんの中で差別問題、家庭内の問題(夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、相続等)、近所とのもめごと、外国人差別の問題などで困りの方は、人権相談所あるいは地元の人権擁護委員にお気軽にご相談ください。相談は無料で、相談内容等の秘密は固く守られます。

三豊市の人権擁護委員(敬称略)

※印の方は、4月1日に法務大臣から再任されました

財田町	岡崎千代子(山王)	香川 徹男(北地下)	重信 厚(荒戸下)
山本町	永田 浩一(上三)	藤川 和子(ぎおん団地)	岩倉 清(中屋敷)
詫間町	藤村 隆(浜中)	※柚本 計悟(須田西)	渡里 典子(宮ノ下) 天満 宏子(船越)
高瀬町	豊島 芳徳(大池の上)	※近藤れい子(原下)	篠原 昌宏(黒嶋) 貞廣 浩征(平見) 前川 美穂(北郷)
三野町	眞鍋 欣之(原)	片山 訓子(東浜下)	青井 富子(正本北) ※三谷サツキ(寺地)
豊中町	武川 馨(徳前西)	小野 静子(片山)	大西 啓幸(四ツ足中) 矢野 恵子(3区)
仁尾町	吉田 一正(清水)	辻 演美(門前)	大矢根節子(樋の口)

▼高松法務局人権擁護部では四国統一のフリーダイヤル電話を導入し6月1日(月)の午前9時から午後9時まで、『四国一斉12時間電話相談』を実施します。

四国一斉12時間電話相談

☎ 0120-459-737

▼下記の受付は常時、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

いじめ・体罰・虐待など子どもに関する相談
(子どもの人権110番)

☎ 0120-007-110

夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシャル・ハラスメント、
ストーカー行為等に関する相談(女性の人権ホットライン)

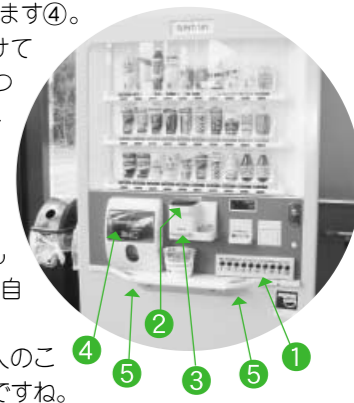
☎ 0570-070-810

▶ 問い合わせ 人権課 ☎ 73-3008

ご覧のとおり、私は自動販売機です。でもただの自販機ではありませんよ。まず、小さい子どもや、高い所の選択ボタンに手が届かない人のために、低い位置にもボタンを付けています①。硬貨の投入口は一枚ずつ入れるのではなく、手の不自由な人のために一度に複数枚の硬貨が入られるようにしています②。返却レバーも大きくし、わずかな力で動くように誰もが使いやすいようにしています③。取り出し口も、車いすを利用している人や、足もとまで体が曲がらない人のことを考え、かが

まなくても取りやすい位置にしています④。足腰が弱い人のために取っ手もつけています⑤。本体自体も頭などをぶつけてもケガをしにくいように丸みをもたせています。私はある特定の人だけが使いやすいモノは目指していません。すべての皆さんが使いやすいと感じてもらえる『ユニバーサルデザイン』の自動販売機なのです。

子ども、高齢者、体の不自由な人のことを考える…これ“人権”なんですね。



★ユニバーサルデザインとは

★だれでも公平に使えること
★使い方が簡単で分かりやすいこと

★使う時に人それぞれの能力に対応すること

★無理なく楽に使えること
★使いやすい大きさであること など

じんけん探訪①

